

第2 「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」及び「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則」の一部改正(案)に関する意見募集手続きについて

1. 改正の趣旨

「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」及び「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則」では、太陽光発電施設の新規設置にあたり、許可申請又は届出を義務化し、また災害防止・自然環境の保全等の観点から定めた「施設基準」の順守を義務化している。

しかしながら、大規模太陽光発電施設については、多額の施設撤去・処分費用の確保、施設撤去等費用の積立てが不十分な時期における自然災害によるパネル飛散・崩落事故等への対応、大規模な自然改変による生態系への影響といった懸念があり、これらの懸念を払拭するため、また、近年多発する豪雨災害を受けた防災面の規制強化を目的とし、同条例及び同施行規則の一部改正を行う。

2. 施行予定

- ・令和2年第1回定例会市会（6月）において条例案を上程予定
- ・周知期間を経て令和2年度中に施行予定

3. 意見募集の方法等

(1) 意見募集期間

令和2年3月2日（月）から令和2年4月1日（水）まで

(2) 資料の閲覧

意見募集期間中、次の場所で閲覧に供します。

- ・環境局環境保全部環境都市課
- ・市民参画推進局市民情報サービス課
- ・各区役所まちづくり課、須磨区役所北須磨支所、西区役所西神中央出張所

※ 上記のほか、神戸市ホームページにおいて資料を閲覧いただけます。

(3) 意見の提出先及び提出方法

- ・提出先 : 環境局環境保全部環境都市課
- ・提出方法 : 郵送、FAX（078-595-6254）、直接持参
電子メール（assessment@office.city.kobe.lg.jp）
神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出のいずれか

4. 意見募集後の予定

いただいたご意見に対し、神戸市ホームページで一括して神戸市の考え方を公表します。

「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」及び施行規則の改正案の概要

現在の条例・規則（令和元年7月1日施行）

- ・太陽光発電施設の新規設置にあたって、許可申請又は届出を義務化
- ・防災、構造安全性、生活環境及び自然環境保全の観点からの「施設基準」の順守義務

新たに生じた課題「大規模な自然改変を伴う太陽光発電施設への懸念」

- ・事業終了時、多額の施設撤去・処分費用が確実に確保されるか
- ・施設撤去等費用の積立てが不十分な時期における自然災害によるパネル飛散・崩落事故等への対応
- ・大規模な自然改変による生態系への影響

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例・施行規則の改正案 ～施設撤去等費用の確保、更なる残置森林の確保等～

条 例

施行規則

I. 大規模施設への新たな規制

対象：神戸市環境影響評価条例の対象となる大規模太陽光発電施設（事業区域 5ha 以上※）

（※令和2年4月1日より適用）

1. 施設撤去等費用の確保等

①施設撤去等費用の事前積立制度

- ・施設撤去等に必要の費用を事業着手前に確保
- ・施設撤去等費用の目的外使用を制限
- ・資本費の5%相当額を金融機関に積立
- ・積立金は行政代執行時に要する経費に充当

②事業の透明性確保等

- ・施設撤去等費用の積立額の公表
- ・経理的基礎等を示す書類の提出
- ・損害賠償責任保険への加入
- ・財務諸表の提出、5%以上の出資者の報告

2. 森林の保全

- ・森林改変を伴う場合、残置森林率を50%以上確保（現行条例は25%）
- ・事業区域 50ha 超の事業は、残置森林率を60%以上確保

II. 防災面の規制強化

対象：新規に設置する全ての施設

- パネル設置面の地表水による浸食防止措置
- ・パネルを設置する地盤に植生等の表面被覆を実施
 - ・パネルを設置する地盤の排水対策強化（高さ5mごとに排水溝設置等）

施設基準の強化

（注）規則事項について、今後のご意見等を踏まえ、条例で定める場合もあります。